参 考

大阪府中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例（案）

大阪府中央卸売市場業務規程（昭和五十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （卸売をした相手方の明示及び生鮮食料品等の引取り）  第四十三条　（略）  ２・３　（略）  ４　卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格にその消費税額及び地方消費税額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。    （卸売予定数量等の報告）  第四十九条　（略）  ２　（略）  ３　卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等の市況並びに卸売をした生鮮食料品等の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその消費税額及び地方消費税額を加算した金額をいう。以下同じ。）を知事に報告しなければならない。  （買受代金の即時支払義務）  第五十四条　仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた生鮮食料品等の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払の猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた生鮮食料品等の代金（買い受けた額にその消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。）を支払わなければならない。  ２―４　（略）  別表第二（第五十七条、第六十八条の八関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 市　場　施　設 | | | | 金　　　　額 | | 卸　 　売　 　場 | | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月三六一円の割合で計算した額に当該施設に係る卸売業者のした生鮮食料品等のせり売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額に千分の三を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額を加算した額 | | 青果低温卸売施設 | | | | 当該施設一式につき一月一六二、四一七円 | | 仲卸売場 | | | | 当該施設（附帯事務所を含む。）の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、五三七円の割合で計算した額（第四十四条第二項第一号の許可を受け、又は同項第二号、第三号若しくは第四号の規定に該当する買入れに係る契約に基づき、生鮮食料品等の買入れを行う場合にあっては、その販売の金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）に千分の三を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額をこれに加算した額） | | 買荷保管積込所 | | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月一、三一二円の割合で計算した額 | | 加工施設 | バナナ加工施設 | | | 当該施設一式につき一月三、一五二、〇九六円 | | その他の加工施設 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、〇一一円の割合で計算した額 | | 事務所 | 卸売棟事務所 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、五三七円の割合で計算した額 | | 管理棟事務所 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、九八一円の割合で計算した額 | | 金融棟事務所 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、九八一円の割合で計算した額 | | 福利厚生施設 | | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、三六二円の割合で計算した額 | | 立体駐車場（二階部分に限る。） | | | | 一区画につき一月五、五〇〇円 | | 青果棟及び水産棟駐車場 | | | | 一区画につき一月一〇、一三二円 | | 平面駐車場 | 大型用 | | | 一区画につき一月六、七〇八円 | | その他のもの | | | 一区画につき一月三、一四三円 | | 輸送用専用線 | | | | 当該施設による輸送貨物の重量に対し、一〇キログラムにつき一回一三円五九銭の割合で計算した額 | | 冷蔵庫棟 | | 一階 | | 一月二、七一四、二一七円 | | 中二階 | | 一月七三、二八七円 | | 二階 | | 一月二、五三一、一七四円 | | 三階 | | 一月二、五四二、〇〇三円 | | 四階 | | 一月二、五五二、八五四円 | | 五階 | | 一月二、五五五、八八六円 | | 西冷蔵庫 | | | | 当該施設一式につき一月六四七、三二二円 | | 高架下冷蔵庫 | | | | 当該施設一式につき一月九、四四八、五六四円 | | 製氷棟 | | | | 当該施設一式につき一月九二九、七六一円 | | 関連商品売場 | | | 青果棟及び水産棟関連商品売場 | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、九八一円の割合で計算した額 | | 管理棟関連商品売場 | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月五、二五二円の割合で計算した額 | | 金融棟関連商品売場 | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月五、七七八円の割合で計算した額 | | 倉庫 | | | | 当該施設一式につき一月二、二九一、六二〇円 | | 配送施設 | | | | 一区画につき一月一三二、〇〇〇円 |   備考　（略） | （卸売をした相手方の明示及び生鮮食料品等の引取り）  第四十三条　（略）  ２・３　（略）  ４　卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格にその八パーセントに相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。  （卸売予定数量等の報告）  第四十九条　（略）  ２　（略）  ３　卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等の市況並びに卸売をした生鮮食料品等の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその八パーセントに相当する額を加算した金額をいう。以下同じ。）を知事に報告しなければならない。  （買受代金の即時支払義務）  第五十四条　仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた生鮮食料品等の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払の猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた生鮮食料品等の代金（買い受けた額にその八パーセントに相当する額を加算した額とする。）を支払わなければならない。  ２―４　（略）  別表第二（第五十七条、第六十八条の八関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 市　場　施　設 | | | | 金　　　　額 | | 卸　 　売　 　場 | | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月三五五円の割合で計算した額に当該施設に係る卸売業者のした生鮮食料品等の卸売金額に千分の三を乗じて得た額を加算した額 | | 青果低温卸売施設 | | | | 当該施設一式につき一月一五九、四六四円 | | 仲卸売場 | | | | 当該施設（附帯事務所を含む。）の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、四九一円の割合で計算した額（第四十四条第二項第一号の許可を受け、又は同項第二号、第三号若しくは第四号の規定に該当する買入れに係る契約に基づき、生鮮食料品等の買入れを行う場合にあっては、その販売の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に千分の三を乗じて得た額をこれに加算した額） | | 買荷保管積込所 | | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月一、二八八円の割合で計算した額 | | 加工施設 | バナナ加工施設 | | | 当該施設一式につき一月三、〇九四、七八五円 | | その他の加工施設 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月一、九七五円の割合で計算した額 | | 事務所 | 卸売棟事務所 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、四九一円の割合で計算した額 | | 管理棟事務所 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、九二六円の割合で計算した額 | | 金融棟事務所 | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、九二六円の割合で計算した額 | | 福利厚生施設 | | | | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、三一九円の割合で計算した額 | | 立体駐車場（二階部分に限る。） | | | | 一区画につき一月五、四〇〇円 | | 青果棟及び水産棟駐車場 | | | | 一区画につき一月九、九四七円 | | 平面駐車場 | 大型用 | | | 一区画につき一月六、五八六円 | | その他のもの | | | 一区画につき一月三、〇八六円 | | 輸送用専用線 | | | | 当該施設による輸送貨物の重量に対し、一〇キログラムにつき一回一三円三四銭の割合で計算した額 | | 冷蔵庫棟 | | 一階 | | 一月二、六六四、八六七円 | | 中二階 | | 一月七一、九五五円 | | 二階 | | 一月二、四八五、一五三円 | | 三階 | | 一月二、四九五、七八四円 | | 四階 | | 一月二、五〇六、四三九円 | | 五階 | | 一月二、五〇九、四一五円 | | 西冷蔵庫 | | | | 当該施設一式につき一月六三五、五五二円 | | 高架下冷蔵庫 | | | | 当該施設一式につき一月九、二七六、七七二円 | | 製氷棟 | | | | 当該施設一式につき一月九一二、八五七円 | | 関連商品売場 | | | 青果棟及び水産棟関連商品売場 | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、九二六円の割合で計算した額 | | 管理棟関連商品売場 | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月五、一五七円の割合で計算した額 | | 金融棟関連商品売場 | 当該施設の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月五、六七三円の割合で計算した額 | | 倉庫 | | | | 当該施設一式につき一月二、二四九、九五四円 | | 配送施設 | | | | 一区画につき一月一二九、六〇〇円 |   備考　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大阪府中央卸売市場業務規程第四十九条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に大阪府中央卸売市場において販売をした生鮮食料品等について適用し、同日前に販売をした生鮮食料品等については、なお従前の例による。